

議員提出決議案第 1 号

ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

山陽小野田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中村博行
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊場勇
〃	山陽小野田市議会議員	大井淳一朗
〃	山陽小野田市議会議員	岡山明
〃	山陽小野田市議会議員	奥良秀
〃	山陽小野田市議会議員	笹木慶之
〃	山陽小野田市議会議員	白井健一郎
〃	山陽小野田市議会議員	恒松恵子
〃	山陽小野田市議会議員	中岡英二
〃	山陽小野田市議会議員	中島好人
〃	山陽小野田市議会議員	長谷川知司
〃	山陽小野田市議会議員	福田勝政
〃	山陽小野田市議会議員	藤岡修美
〃	山陽小野田市議会議員	古豊和恵
〃	山陽小野田市議会議員	前田浩司
〃	山陽小野田市議会議員	松尾数則
〃	山陽小野田市議会議員	宮本政志
〃	山陽小野田市議会議員	森山喜久
〃	山陽小野田市議会議員	矢田松夫
〃	山陽小野田市議会議員	山田伸幸
〃	山陽小野田市議会議員	吉永美子

ロシアによるウクライナへの侵攻を非難する決議

去る2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視して、隣国ウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始した。攻撃はウクライナ全土に及んでおり、一般市民を含む多くの死傷者が出ている。

今回のロシアの行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻なものである。

ここに本市議会は、ロシアによる軍事侵攻に対し、最も強い言葉で非難するとともに、即時に攻撃停止と部隊の完全撤収を強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに対して、制裁を含む迅速かつ厳格な対応を行うよう強く要請する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会